

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当箕輪町は、令和4年4月1日現在、人口24,630人で年齢別人口比率としては、年少3,082人(12.5%)、生産年齢14,116人(57.3%)、老年7,432人(30.2%)であり、平成24年に比べ、人口は1,028人、率にして4.0%の減少となっており、出生数が死亡数を下回る自然減の状態にある。

令和2年の国勢調査による産業別就業人口は、第一次産業が839人(6.6%)、第二次産業が5,883人(46.1%)、第三次産業が6,029人(47.3%)となっている。

令和3年の経済センサスによると、全産業における事業所数及び従業者数は889事業所、7,915人で、うち最も多いのが製造業の286事業所、5,332人であり、67.4%を占めている。

工業統計調査によると、令和元年の年間製造品出荷額は、1,371億円、粗付加価値額は525億円である。事業所の構成比で見ると、「中小企業(従業者4~9人)」の事業所が全体の29.9%、「中小企業(従業者10~29人)」が43.3%、「中小企業(従業者30人以上)」が20.9%である。町内の中小企業者の多くは金属加工や機械装置組立、電子部品製造等を主業としており、それぞれに強みを持っている。町の基幹産業である製造業の隆盛は、町の発展に直結しており、最も重要な分野である。

(2) 目標

当箕輪町は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として、計画期間中における目標を、中小企業等経営強化法第52条に基づく先端設備等導入計画の認定数10件以上と定める。

(3) 労働生産性に関する目標

当箕輪町は、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう)が年平均3%以上向上することを目指す。

2 先端設備等の種類

当箕輪町の産業は、多種多様にわたる上、設備等の投資先も広範囲に及ぶため、本計画における対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電事業をはじめとする再生エ

エネルギー発電設備等に関しては、町内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみ（自ら消費した余剰分の電力を売電するものも含む）を対象とし、全量売電するための設備は主たる業務の労働生産性の向上に直接寄与しないことから対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当箕輪町の産業は、町内全地域にわたるため、本計画の対象区域は、当箕輪町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当箕輪町の産業は、多種多様にわたるため、本計画の対象業種及び事業は、制限を設けない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

当箕輪町の定める導入促進基本計画では、次のいずれかに該当するときは、対象としない。

- ・ 人員削減を目的とした取組み
- ・ 箕輪町暴力団排除条例(平成23年度箕輪町条例第15号)に規定する暴力団もしくは暴力団又は暴力団員と密接な関係があると認められる者
- ・ 箕輪町税に滞納がある者

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。